

改定素案		現行(第13回改定)	改定理由
<p>中分類24-金属製品製造業</p> <p>小分類番号 243</p> <p>細分類番号 2439</p> <p>暖房・調理等装置、配管工用附属品製造業</p> <p>その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)</p> <p>主としてその他の暖房又は調理用器具及び装置を製造する事業所をいう。</p> <p>主な製品は、電気機械器具、ガス機器及び石油機器を除くストーブ、こんろ、湯沸し、熱風炉、調理用機器及び装置(調理用機械、洗浄装置)などである。</p> <p>主として電子レンジ、電気ストーブ類を製造する事業所は中分類29[2931, 2939]に、工業窯炉(燃焼炉)を製造する事業所は中分類25[2534]に、電気炉を製造する事業所は中分類29[2923]に、工業用、動力用及び船舶用のボイラを製造する事業所は中分類25[2511]に、板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は小分類244[2446]に分類される。</p> <p>○調理用機器・同装置製造業(電気式を除く);太陽熱利用温水装置製造業;焼却器製造業;焼却炉製造業(産業用を除く)</p> <p>×電子レンジ製造業[2931];電気こんろ製造業[2931];電気ストーブ製造業[2939];工業窯炉(燃焼炉)製造業[2534];製缶業(ボイラかん体、板金製タンク、板金製煙突など)[2446];ガス機器・石油機器製造業[2432];温風・温水暖房装置製造業[2433];放熱器製造業[2433];ユニットヒータ製造業[2433];焼却炉製造業(産業用)[2596]</p>		<p>中分類24-金属製品製造業</p> <p>小分類番号 243</p> <p>細分類番号 2439</p> <p>暖房・調理等装置、配管工用附属品製造業</p> <p>その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)</p> <p>主としてその他の暖房又は調理用器具及び装置を製造する事業所をいう。</p> <p>主な製品は、電気機械器具、ガス機器及び石油機器を除くストーブ、こんろ、湯沸し、熱風炉、調理用機器及び装置(調理用機械、洗浄装置)などである。</p> <p>主として電子レンジ、電気ストーブ類を製造する事業所は中分類29[2931, 2939]に、工業窯炉を製造する事業所は中分類25[2534]に、電気炉を製造する事業所は中分類29[2929]に、工業用、動力用及び船舶用のボイラを製造する事業所は中分類25[2511]に、板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は小分類244[2446]に分類される。</p> <p>○調理用機器・同装置製造業(電気式を除く);太陽熱利用温水装置製造業;焼却器製造業;焼却炉製造業(産業用を除く)</p> <p>×電子レンジ製造業[2931];電気こんろ製造業[2931];電気ストーブ製造業[2939];炉製造業(工業用のもの)[2534];製缶業(ボイラかん体、板金製タンク、板金製煙突など)[2446];ガス機器・石油機器製造業[2432];温風・温水暖房装置製造業[2433];放熱器製造業[2433];ユニットヒータ製造業[2433];焼却炉製造業(産業用)[2596]</p>	<p>2534の名称変更及び2923の新設に伴う修正</p>
<p>中分類25-はん用機械器具製造業</p> <p>小分類番号 2534</p> <p>細分類番号 2534</p> <p>工業窯炉製造業(燃焼炉)</p> <p>主として石油、石炭、ガス及びその他の燃料を熱源とする工業窯炉(燃焼炉)を製造する事業所をいう。</p> <p>ただし、主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所は中分類29[2923]に分類される。</p> <p>○燃焼炉製造業</p> <p>×電気炉製造業[2923];電熱装置製造業[2923]</p>		<p>中分類25-はん用機械器具製造業</p> <p>小分類番号 2534</p> <p>細分類番号 2534</p> <p>工業窯炉製造業</p> <p>主として石油、石炭、ガス及びその他の燃料を使用する工業窯炉を製造する事業所をいう。</p> <p>ただし、窯炉用の電熱装置を製造する事業所は中分類29[2929]に分類される。</p> <p>○窯炉製造業(工業用のもの)</p> <p>×窯炉用電熱装置製造業[2929];電気炉製造業[2929]</p>	<p>「2923 電気炉・電熱装置製造業」の新設に伴い、燃料を主な熱源とする窯炉を明記する。</p>

日本標準産業分類第14回改定案(E-製造業)

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>中分類29-電気機械器具製造業</p> <p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p><u>2923 電気炉・電熱装置製造業</u> <u>主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所をいう。</u> <u>× 燃焼炉製造業[2534]</u></p> <p>2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む) 主として蓄電器(電子機器用を除く)を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。 ○蓄電器製造業(電子機器用を除く); はんだごて製造業(電気式); 電磁石製造業; 車両用集電装置製造業; 整流器製造業(電力用); 赤外線乾燥装置製造業; 車載充電器製造業(電気自動車用) × 電子機器用蓄電器製造業[2821]</p>	<p>中分類29-電気機械器具製造業</p> <p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>(新設)</p> <p>2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む) 主として蓄電器(電子機器用を除く); <u>電気窯炉類, 熱装置</u>を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。 ○蓄電器製造業(電子機器用を除く); <u>電熱装置製造業(窯炉用)</u>; はんだごて製造業(電気式); 電磁石製造業; 車両用集電装置製造業; 整流器製造業(電力用); <u>電気炉製造業</u>; 赤外線乾燥装置製造業 × 電子機器用蓄電器製造業[2821]</p>	<p>【新設】 2050年カーボンニュートラルに向けて、燃焼炉から電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握するため、「2929その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)」から新設する。</p> <p>「電気窯炉類」を本分類から特掲し、「2923電気炉・電熱装置製造業」を新設する。</p>

【参考】第4回検討チーム提出時の改定素案

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>2534 工業窯炉製造業 主として工業窯炉を製造する事業所をいう。 ○窯炉製造業(工業用のもの); <u>電熱装置製造業</u>; <u>電気炉製造業</u></p>	<p>2534 工業窯炉製造業 主として石油, 石炭, ガス及びその他の燃料を使用する工業窯炉を製造する事業所をいう。 <u>ただし, 窯炉用の電熱装置を製造する事業所は中分類29[2929]に分類される。</u> ○窯炉製造業(工業用のもの) × <u>窯炉用電熱装置製造業[2929]</u>; <u>電気炉製造業[2929]</u></p>	<p>案① 2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)に含まれている、「電気窯炉類」を統合</p>

日本標準産業分類第14回改定案（E-製造業）

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む) 主として蓄電器(電子機器用を除く), 他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。 ○蓄電器製造業(電子機器用を除く); はんだごて製造業(電気式); 電磁石製造業; 車両用集電装置製造業; 整流器製造業(電力用); 赤外線乾燥装置製造業 × 電子機器用蓄電器製造業[2821]</p>	<p>2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む) 主として蓄電器(電子機器用を除く), 電気窯炉類, 熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。 ○蓄電器製造業(電子機器用を除く); 電熱装置製造業(窯炉用); はんだごて製造業(電気式); 電磁石製造業; 車両用集電装置製造業; 整流器製造業(電力用); 電気炉製造業; 赤外線乾燥装置製造業 × 電子機器用蓄電器製造業[2821]</p>	<p>経済産業省より、「現在、工業炉は熱源別に燃料を使用するもの(2534)と、電気を使用するもの(2929)で分離して項目立てされている。これについて、同じ工業炉であるにもかかわらず、熱源別で分離する必要はなく、かつ、2929は工業炉のみでなく、様々な製品が含まれる箇所に分類されている。これは2929は「その他の産業用電気機械器具」という整理で「電熱装置」の類型で整理されていると推測されるが、他方、温水ボイラ等の電熱装置は「2433温風・温水暖房装置製造業」に整理されており、現状においても、電熱装置が一括りにされている状況になく、それぞれの用途等に応じて分類されていると解される。このため、「電気窯炉」についても、工業炉という類型で、2929から分離し、2534に統合していただきたい。」とのことから、「現在、2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)に含まれている、「電気窯炉類」について、本分類から分離し、熱源が燃料である工業炉を分類している「2534工業窯炉製造業」に統合していただきたい。」との要望がある。</p> <p>一方、調査の継続性の観点から中分類間の移動に慎重な意見もあったことから、案①と案②を提案させていただき、ご議論いただきたいと考えています。</p> <p>なお、案②の細分類への格上げについては、量的基準を満たしていると考えます。</p> <p>案①「電気窯炉類」を本分類から分割し、「2534工業窯炉製造業」へ 案②「電気窯炉類」を本分類から特掲・細分類に格上げ</p>